

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 6 月 13 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p><u>(信用リスクの分散規制対象ファンドの交付目論見書の特例)</u></p> <p><u>第 5 条の 2 投資信託等の運用に関する規則第 17 条の 3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するフ</u> <u>ェンドにあっては、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。</u></p> <p><u>(政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</u></p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第 1 条～第 5 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>